



なるほど。少しイメージがつかめたよ。
もっと詳しいことを知りたいとき、制度について学びたいときは、
まずは**京都市成年後見支援センター**に聞いてみたらいいんだね。

成年後見制度についての
ご相談・お問合せ **京都市成年後見支援センター** (長寿すこやかセンターに併設)

TEL **075-354-8815**

FAX 075-354-8742

受付時間 月～土 午前9時～午後9時
日・祝 午前9時～午後4時30分

ホームページ [京都市成年後見支援センター](#) 検索

※毎月第3火曜日(祝日の場合は翌日)及び年末年始(12/29～1/4)は休み

公証役場や家庭裁判所等関係機関の連絡先は、センターホームページでご確認いただくか、センターにお問合せください。

せっかくの機会なので、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援する**日常生活自立支援事業**も紹介するね。この事業の目的は、成年後見制度と同様に、判断能力が不十分な人の権利と財産を守ることだよ。

《日常生活自立支援事業》

認知症の高齢者の方など(ただし、契約の意思があり契約の内容が理解できる方)に対し、地域で生活されるうえで必要な福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを支援する事業です。

この事業を利用するためには、ご本人と社会福祉協議会との契約が必要です。

お住まいの区の社会福祉協議会または
京都市社会福祉協議会 生活支援部

【問合せ先】

TEL **075-354-8734**



成年後見制度ほどではないが、判断能力が少し低下していても利用できる事業なんだね。知らなかったよ。

勉強になったわ。ありがとう、ナビロウくん。

どういたしまして!
これからも、太郎さん、花子さん、そして読者の皆様のお役に立てよう頑張るね。



【「あなたらしく生きていくための備え」全般についてのお問合せ】

京都市長寿すこやかセンター (運営: 社会福祉法人京都市社会福祉協議会)

受付時間 月～土 午前9時～午後9時 日・祝 午前9時～午後4時30分

※毎月第3火曜日(祝日の場合は翌日)及び年末年始(12/29～1/4)は休み

TEL **075-354-8741**

FAX 075-354-8742

E-mail sukoyaka.info@hitomachi-kyoto.jp

URL <http://sukoyaka.hitomachi-kyoto.jp/>
関係機関の相談窓口の案内もこちらから

〒600-8127

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1
「ひと・まち交流館 京都」4階

京都市バス 4・17・205系統 「河原町正面」下車すぐ
京都市営地下鉄 烏丸線 「五条」下車徒歩約10分
京阪電車 「清水五条」下車徒歩約8分

発行 平成30年3月
発行者 京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
京都市長寿すこやかセンター
京都市印刷物 第295144号

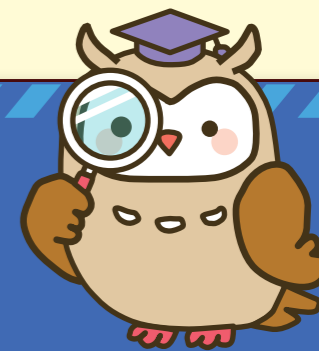


「あなたらしく生きていくための備え」は、総論編と順次発行する各論編(住まい、権利擁護、遺言・相続、葬儀・お墓、介護、ひとりでも生きがいをもって暮らすために、医療)で構成されます。

シリーズ

あなたらしく生きていくための備え

権利擁護編



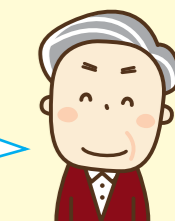
公園の清掃ボランティアでいつも会う田中さん。認知症のお父さんの定期預金を解約しようと思って銀行に行ったら、**成年後見人**でないと手続きできないと言われたそうだよ。

成年後見人ってなに? 田中さんは娘さんなのに、お父さんの定期預金がなぜ解約できないの?



お話し中失礼します! このリーフレットのナビゲーターナビロウです。ワタシが、簡単に、**成年後見制度**について説明します。ワタシたちが暮らす社会は契約社会。実は、コンビニでパンを買うことも、不動産を買うことも、介護保険制度でデイサービスを利用するための手続きも、すべて同じ契約という行為なんだよ。

コンビニでの買い物も、実は契約なんだね。



契約をするうえで大切なのは、契約という行為の結果を理解したうえで判断すること。でも、判断能力が不十分な場合、自分にとって本当に必要な契約なのか、不利益な契約となっていないか等、見極めることは難しいよね。

そういえば、認知症の人に高額な掛け軸や壺を売りつける悪質商法の話聞いたことがあるわ。



成年後見制度とは、**判断能力の不十分な人の権利と財産を守ることを目的に、契約や財産の管理等をするとき不利益が生じることがないように、ご本人を保護し、生活を支援する成年後見人等を選任する制度**だよ。

佐藤さん一家



夫 **太郎**さん(72歳)
妻 **花子**さん(70歳)
猫 **ミー**(8歳)



長男 **一男**さん
(43歳・会社員)



長女 **仁美**さん
(33歳・教員)
市内で一人暮らし
府外で妻子と暮らす



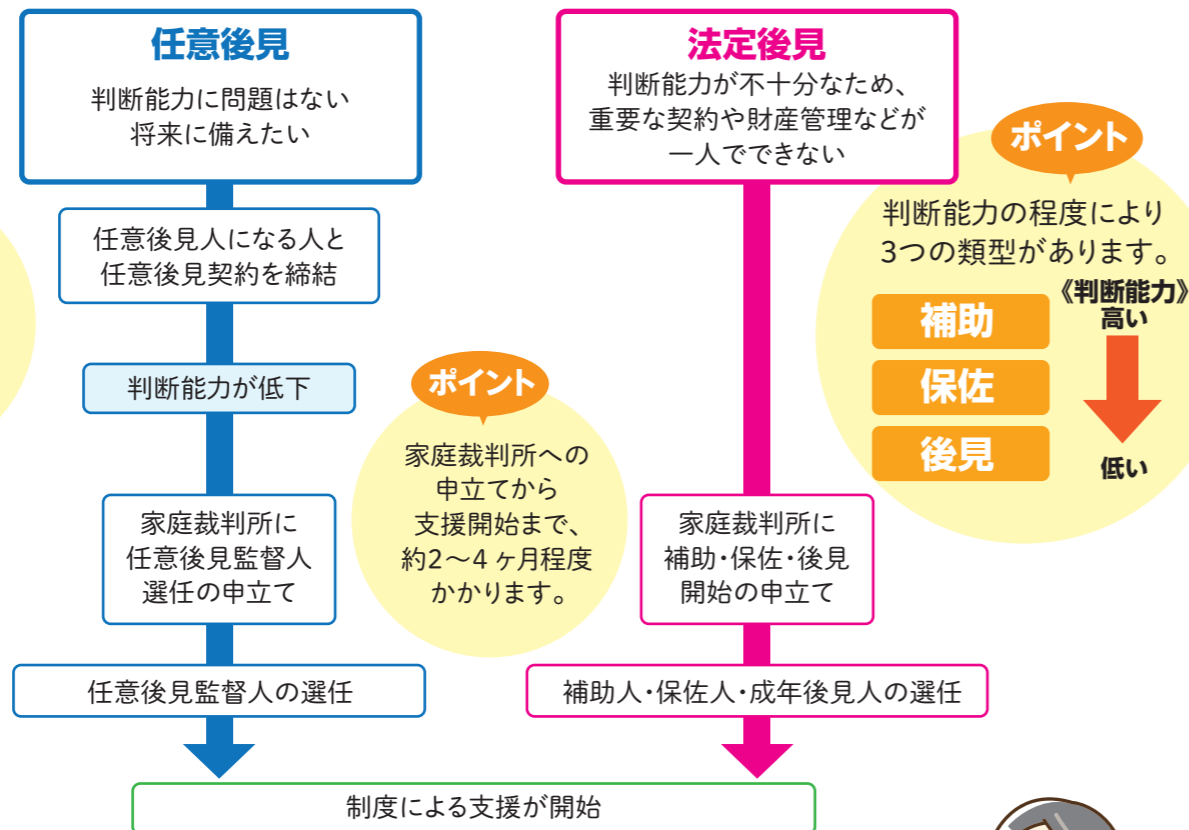
成年後見制度には、将来判断能力が低下したときに備えたい人を対象にした任意後見制度と、判断能力が低下しているので今すぐ支援が必要な人を対象とした法定後見制度の2つの制度があるんだよ。

将来に備えたいなら任意後見制度、今すぐ支援が必要なら法定後見制度だね。ところでナビロウくん。この間、新聞で、法定後見制度には種類があると書いてあったけど、どういう意味なんだい？



法定後見制度は、本人の判断能力の程度等、本人の状況に応じて、補助・保佐・後見という3類型に分かれるよ。判断能力について、不十分な場合は補助、著しく不十分な場合は保佐、欠けているのが通常の状態の場合は後見だよ。

《成年後見制度 利用の流れ》



ポイント
契約は公正証書で行うため、公証役場で手続きします。

ところで、成年後見制度を利用したいときは、どこで手続きしたらいいのかしら。



任意後見制度は公証役場、法定後見制度は家庭裁判所で手続きするんだよ。京都市では、市民の成年後見制度の利用に関する相談窓口として、京都市成年後見支援センターを設置しているよ。このセンターでは、相談はもちろん、市民を対象に、成年後見制度の概要や後見人が行う職務等を学ぶ成年後見セミナー等も開催しているんだ。
※関係機関の連絡先は最後のページをご覧ください。



太郎さんと花子さんに成年後見制度への理解を深めてもらうために、事例を紹介するね。まずは、一人暮らしのAさんが、将来に備えて姪に任意後見人になってもらった、任意後見制度に関する事例だよ。

一人暮らしのAさんは、認知症等でお金の管理が難しくなったときには、姪にお金の管理や福祉サービスを利用するための契約を代わりにやってほしいと思っています。ある日、Aさんは、自分の思いを姪に打ち明けたところ、姪も快諾してくれ、Aさんと姪は、公証役場において公正証書で任意後見契約を結びました。任意後見契約を結んでから3年後、Aさんに認知症の症状が現れ、お金の管理などが難しくなりました。姪は、家庭裁判所に任意後見監督人選任申立てを行い、任意後見監督人が選任され、姪の任意後見人としての支援がスタートしました。任意後見人となった姪は、Aさんが安心して生活することができるよう、任意後見契約に基づき、お金の管理や福祉サービスを利用するための契約を代わりに行っています。



次は、認知症初期のBさんが、消費者被害に遭わないように長男に補助人になってもらった、法定後見制度に関する事例だよ。

長男と暮らしているBさんには、日常生活を送るうえで大きな支障はないものの、もの忘れが目立つなど認知症の症状が現れてきました。Bさんが一人のとき、リフォーム業者が訪ねてきて、「屋根の瓦が劣化しているので、急いで工事をしなければならぬ」と言うのです。焦ったBさんは、業者の言うまま、一緒に銀行に行って100万円を払戻し、支払ってしまいました。その後、長男が帰宅し、事実を把握して驚きました。というのも、瓦は半年前にBさんとも相談して葺き替えたばかりだからです。幸い、支払った工事費用は、長男が弁護士に相談し取り戻すことができましたが、今後も同様のことが起こるかもしれません。そこで、長男はBさんと相談し、家庭裁判所において法定後見の補助開始の申立てと同意権付与の申立てを行いました。家庭裁判所での審理を経て、補助人に長男が選任されました。補助人となった長男には同意権が与えられ、Bさんが長男に断りなく高額な契約を結んだ場合は、長男がその契約を取消すことができるようになりました。

